

モバイル市場の競争促進に向けた制度整備(案)

2019年6月11日
総務省

目 次

1 制度整備の基本的考え方

2 移動電気通信役務の指定

3 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者の指定

4 通信料金と端末代金の完全分離に関する措置

- 4- (1) 「通信役務の継続利用・利用を条件とする」の意味
- 4- (2) 通信役務の継続利用・利用／端末の購入等を「条件とする」に含まれないもの
- 4- (3) 禁止される「利益の提供」の形態
- 4- (4) 通信役務の利用・端末の購入等を条件とする場合の「利益の提供」の上限
- 4- (5) 利益の提供を行う場合の携帯電話事業者と販売代理店との関係
- 4- (6) 通信役務の利用・端末の購入等を条件とする場合の利益の提供の例外
- 4- (7) 将来時点でしか金額が確定しない利益を提供する場合の扱い

5 行き過ぎた期間拘束の是正に関する措置

- 5- (1) 違約金の額の上限
- 5- (2) 期間拘束の有無による料金差の上限
- 5- (3) 長期利用割引等の扱い
- 5- (4) 契約の自動更新の扱い

6 その他

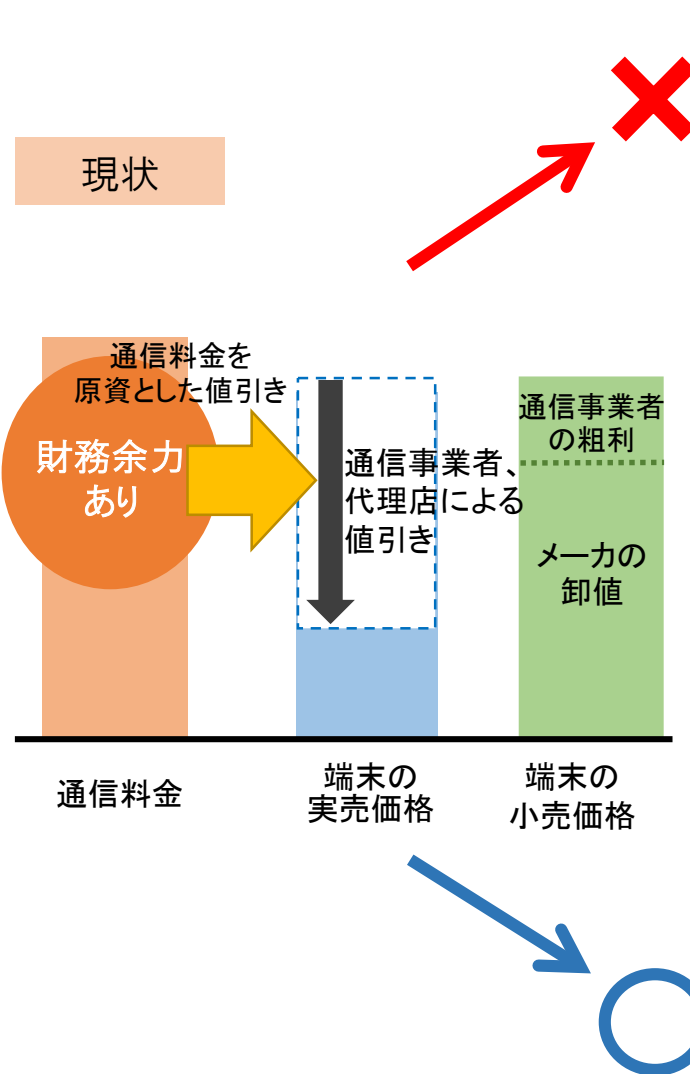
- 6- (1) 1年以内の最低利用期間を伴う契約に係る特例
- 6- (2) サービスごとの規律の適用時期
- 6- (3) 既往契約等に係る特例

- 制度整備は、**電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号。以下「改正法」という。)**の**理念に則って**、利用者が適切かつ容易に事業者やサービスを選択できるようにすることにより、事業者間の公正な競争を促進することを目指す。
- **対象となる事業者**については、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものに限り除外するとの考えを踏まえ、**限定的な範囲で除外**することとし、シェアの小さいMVNOに限定して除外する。
- **端末代金の値引き等の利益の提供**については、
 - ・ 端末の販売等に際する通信料金の割引を一律禁止していることを踏まえ、その潜脱が生じることのないよう、**通信契約の継続を条件とするものは一律禁止**し、
 - ・ **そうした条件のない端末の販売等における端末代金の値引き等は**、何らかのルールがないと引き続き過度な値引き等が行われ、通信料金による競争の促進、端末代金の負担の適正化が進まないおそれがあるため、通信・端末の各市場での競争がより働くよう、2年を目途に、端末の大幅な値引き等により携帯電話事業者が利用者を誘引するモデルを事実上根絶することを目指して当面端末の値引きを厳しく制限することとし、**一定の上限**を定める。
- **行き過ぎた囲い込み**については、利用者が事業者を自由に選択し、容易に変更することができるようにすることで事業者間の競争が促進されるよう、**現在のモバイル市場において行われている不当な「縛り」**である、長期間に渡る契約、違約金等が高い契約、期間拘束無しの契約との差額が大きい契約、利用者の意思に反した自動更新などについて、**禁止**する。
- 改正法に基づく措置はモバイル市場の変革を促すものであること、モバイル市場自体も様々な他の要因により変化し続けていることから、**施行後毎年度、これらの措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて評価・検証**を行い、その結果を踏まえ、今般の制度整備する内容についても、見直しの必要性について検討し、**所要の目的を達成したと認められるときは、通信契約の利用者に対して端末を販売する際の端末代金の値引き等の見直しなど、所要の措置**を講ずる。

端末の値引き制限をしない場合

通信事業者が端末を大幅に値引き、
利用者を誘引するビジネスモデルが継続

現状



通信料金の
引下げ圧力

財務余力
あり

通信料金を
原資とした値引き

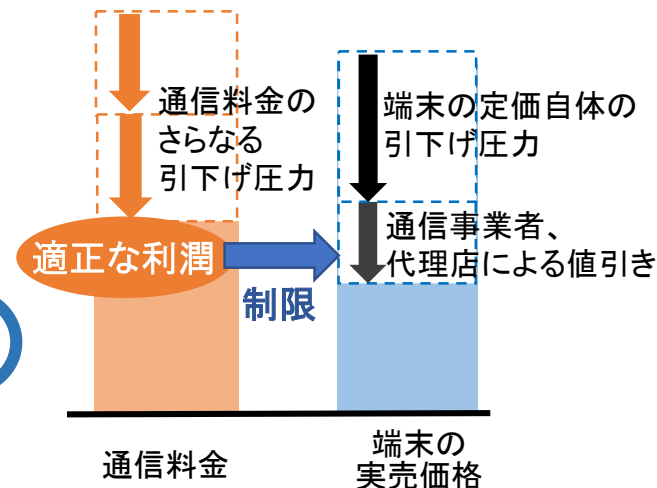
通信事業者、
代理店による値引き

通信料金

端末の
実売価格

端末の値引きを制限する場合

通信市場と端末市場の競争が促進



通信料金の
さらなる
引下げ圧力

適正な利潤

制限

端末の定価自体の
引下げ圧力

通信事業者、
代理店による値引き

通信料金

端末の
実売価格

□通信料金

- ・競争が不十分なため、引下げ圧力が限定的
- ・通信料金の比較による競争が機能せず

□端末の価格

- ・端末の大幅値引きにより利用者を誘引
- ・通信料金を原資とした値引きを前提にするため、端末の定価が高止まり

□通信料金

- ・端末の安さによる誘引が困難に
 - 通信料金による競争の促進
 - 通信料金のさらなる引下げ圧力

□端末の価格

- ・端末の大幅値引きが困難
 - 価格上昇による販売減を避けるため、メーカー卸値等の引下げ圧力
 - 端末の定価自体の引下げが進展

対象となる電気通信役務・電気通信事業者

移動電気通信役務の指定

- 移動電気通信役務(第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務又は同項第三号に掲げる電気通信役務(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務に限る。)であつて、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するもの)【法第27条の3第1項】

電気通信事業者の指定

- 電気通信事業者(移動電気通信役務(当該電気通信事業者が提供するものと同種のものに限る。)の利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く。)を次項の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。【法第27条の3第1項】

規律の内容

通信料金の割引、端末代金の値引き等の禁止 (1号禁止行為)

- その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な**移動端末設備**となる電気通信設備の**販売等**(販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。)に関する**契約の締結に際し**、
- 当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。次号、第二十九条第二項及び第七十三条の四において同じ。)に対し、
- ・ 当該**移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合**におけるものより**有利なもの**とすること
 - ・ その他電気通信事業者間の**適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供**として総務省令で定めるものを約し、又は第三者に約させること。【法第27条の3第2項第1号】

行き過ぎた囲い込みの禁止 (2号禁止行為)

- その移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、
- 当該移動電気通信役務の利用者に対し、
- ・ 当該**契約の解除**を行うことを**不当に妨げる**ことにより電気通信事業者間の**適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める当該移動電気通信役務に関する料金その他の提供条件**を約し、又は届出媒介等業務受託者に約させること。【法第27条の3第2項2号】

□ 禁止行為規律の対象となる移動電気通信役務として次の役務を指定。

- ・携帯電話サービス※
- ・全国BWAサービス※

※ 法人に対して契約約款によらないで提供する役務、卸電気通信役務、通信モジュール向けサービス、固定して使用されるモバイルルータ(固定ブロードバンドの代替となるサービス)を除く

第26条第1項第1号及び第3号に掲げる電気通信役務(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務に限る。)

【第1号】 携帯電話サービス、
BWAサービス 等

【第3号】 PHSサービス、
公衆無線LANサービス 等

※ 衛星移動通信サービス、アンライセンスLPWAサービス等の電気通信役務は第26条第1項各号で指定されていない

電気通信事業者間の適正な競争
関係を確保する必要があるもの
(電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案)

次の電気通信役務を移動電気通信役務として告示によって指定

- ・ 携帯電話サービス
- ・ 全国BWAサービス

勘案の観点

(指定しない役務)

(携帯電話サービス及び全国BWAサービスから除外する役務)

電気通信事業者間の競争に及ぼす影響が少なくないか

・ 地域BWAサービス

一般的なサービスであっても、サービス停止等により利用者数の減少が見込まれるか

・ PHSサービス

同一のサービス区分であっても、異なる市場で競争しているサービスはないか

・ 固定して使用されるモバイルルータ(特定地点以外での利用を制限して提供されるサービス)

今般の禁止行為規律がなじまないサービス区分はあるか

・ 公衆無線LANサービス

・ 法人に対して契約約款によらないで提供する役務
・ 卸電気通信役務
・ 通信モジュール向けサービス

携帯電話サービス＋全国BWAサービス

音声伝送役務

競争環境が
異なるもの等

スマートフォン向け
サービス

フィーチャーフォン
向けサービス

タブレット向け
サービス

モバイルルータ
向けサービス

【除外】特定地点以外での利用を
制限して提供されるサービス

データ伝送役務

【除外】
通信モジュール向けサービス

(注) 卸電気通信役務及び法人に対して契約約款によらないで提供する役務は除く。

□ 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者として次の電気通信事業者を指定。

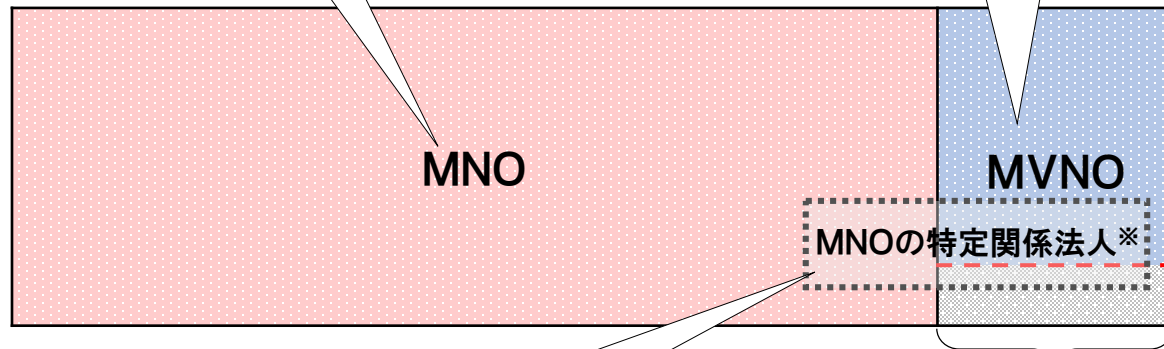
- ・MNO及びMNOの特定関係法人については全事業者
- ・MVNOについては移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超えるもの

MNO: 全て指定

- ・ 自ら周波数の割当てを受けてネットワークを運用する事業者は競争への影響が少ないとは考えられないため。

MVNO: 利用者の数の割合が0.7%を超えるものを指定

- ・ 利用者の数が100万(割合換算で約0.7%)を超える事業者は、競争への影響が少ないとは考えられないため。



MNOの特定関係法人: 全て指定

- ・ 潜脱防止のため。

除外されるMVNO
(利用者は全体の1割未満)

■その他の規定内容

【計算方法】

- ・ 毎年度末時点の移動電気通信役務の利用者の数を用いて、1年に1回、割合を計算

【指定手続】

- ・ 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者を指定又は解除するときは、対象事業者に通知。

※ MNOの親会社、子会社、兄弟会社、1/3超の議決権保有等の実質的な支配関係のある関連会社等

法律の規定

- 端末を販売等する際の通信料金を端末を販売等しない場合よりも有利にすることを禁止
- 通信役務の利用者に対する端末の販売等に際しての一定の**利益の提供（総務省令で規定）を禁止**

方向性

① 通信役務の継続利用及び端末の購入等を条件として※行う利益の提供 ⇒ 一律禁止

② 通信役務の利用及び端末の購入等を条件として※行う利益の提供 ⇒ 2万円(税抜)を超えるものを禁止

➤ 先行同型機種がある場合には負担額がその下取り等価格を下回ることも不可。

例外

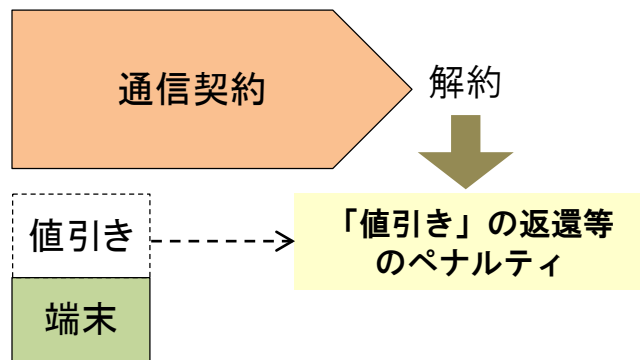
- ・ 廉価端末(2万円(税抜)以下の端末)については、**0円以下**とならない範囲で可。
- ・ 新規契約の受付が終了した通信方式のサービス利用者が新たな通信方式に移行するために購入する端末については、**0円未満**とならない範囲で可。
- ・ 在庫端末については、一定の例外を措置。

- 「通信役務の継続利用を条件とする」とは、通信役務の継続的な利用を求めて端末代金の値引き等を行うことをいい、直接的に求めることに限らず、実質的に求めることも含む。【具体例①及び②】
- 「通信役務の利用を条件とする」も、これと同様に、通信役務の契約者であることを求めて端末代金の値引き等を行うことをいう。【具体例③】

【具体例①】

- ・ 通信契約と端末のセット販売において行った値引きについて、通信契約を解約した場合に返還を求めること

→「通信役務の継続利用を条件」

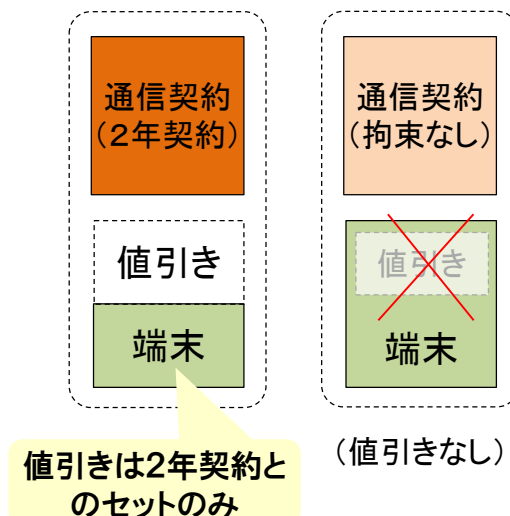


一律禁止

【具体例②】

- ・ 通信契約と端末のセット販売において、その通信契約が2年契約の場合のみ、端末代金の値引きを行うこと

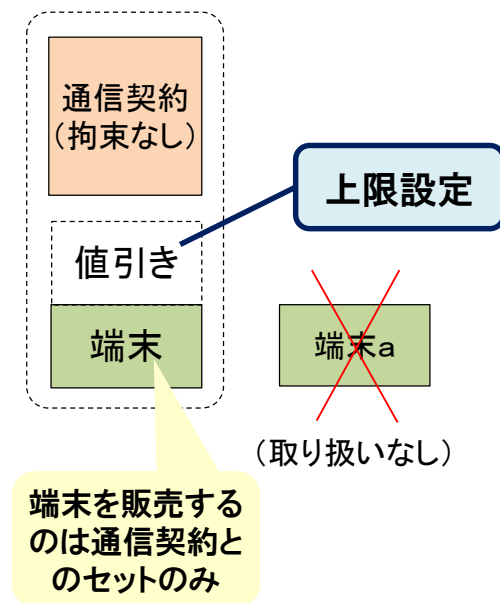
→「通信役務の継続利用を条件」



一律禁止

【具体例③】

- ・ 値引きした端末を通信契約とのセットでしか販売しないこと
→「通信役務の利用を条件」

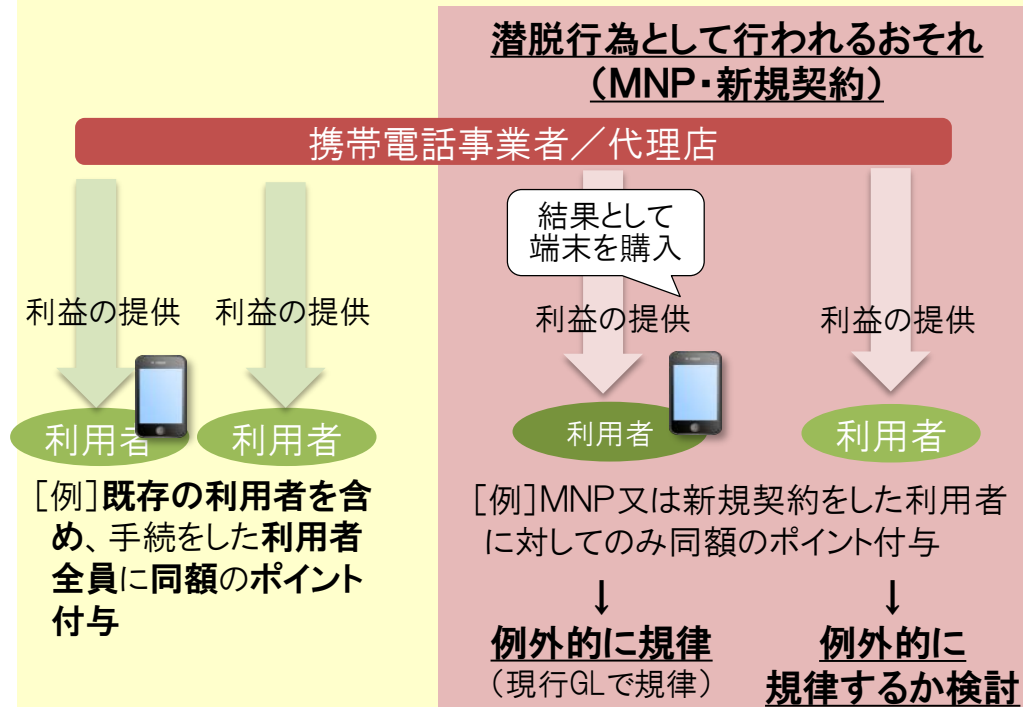


□ 外形的には「端末を購入する通信役務の利用者に対する利益の提供」であっても、次の場合は「通信役務の継続利用・利用」「端末の購入等」を条件とする利益の提供には当たらない。

- ① 端末を購入しない・通信役務の利用者に対しても、利益の提供をする場合
- ② 端末を購入する・通信役務の利用者でない者に対しても、利益の提供をする場合

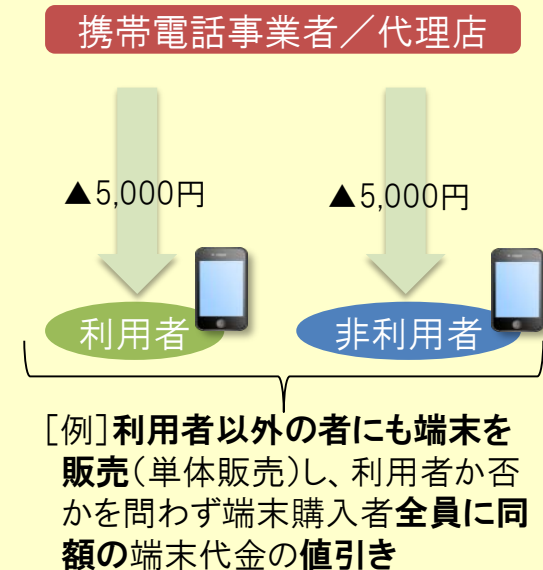
① 端末購入をしない利用者にも利益の提供をする場合

「端末の購入等を条件」に当たらない



② 端末を購入する利用者以外の者にも利益の提供をする場合

「通信役務の利用を条件」に当たらない



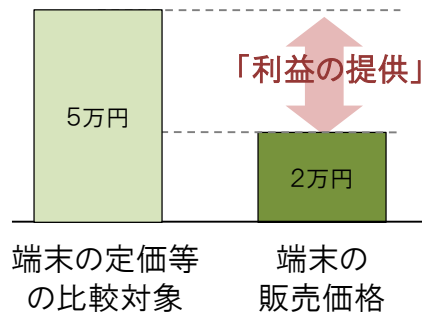
□ 禁止される「利益の提供」の形態については、経済上の利益が提供されるのであれば、その形態によって規律を異ならせる理由はないことから、

- ・ 端末代金の値引き※のほか、
- ・ 金銭・ポイント等の付与、その他様々な形態を対象とする。

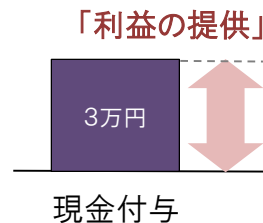
※ 値引きの有無、額を判断するに当たっては、事業者や代理店が必ず定価と割引後の価格を設定するとは限らないことから、比較対象を明確にする。

「利益の提供」の形態の例

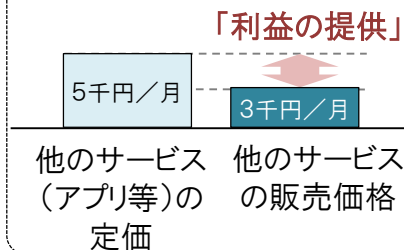
① 端末代金の値引き



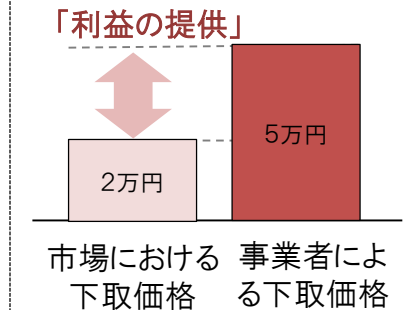
② 金銭、ポイント、商品券等の付与



③ 他の役務・他の財の割引又は無償提供



④ 市場価格を超える額の下取り



比較対象とする価格の考え方

□ 電気通信事業者・販売代理店それぞれについて、次のようにする。

- ・ 電気通信事業者）定価等※の複数の価格のうち最も高い価格→ 比較対象とする価格がない場合には調達価格
- ・ 代理店）定価等※の複数の価格のうち最も高い価格→ 比較対象とする価格がない場合には電気通信事業者において比較対象とする価格

※ 定価、継続利用を条件としない場合の価格、端末が故障した利用者に再度販売する価格等

- 端末を購入する利用者に対する利益の提供であって、通信役務の継続利用を条件とはしないものの上限は、**2万円**※とする。

※：定価等と先行同型機種の下取り価格の差額が2万円を下回る場合は、その額とする。

- 端末代金の値引きの上限は、通信・端末の各市場の競争が有効に機能するよう※、**当面は厳しいもの**とすべき。

※ 端末代金の値引きにより利用者を誘引する手法を限定的なものとする中で、通信・端末の各市場での競争を促進し、携帯電話事業者による端末代金の値引きを前提としない端末市場の競争を促す。

- 端末代金の値引きが、「利用者一人当たりの利益見込み額」を上回る場合、利用者に対する行き過ぎた利益の供与に当たる。

現在の市場環境を前提とすると、「利用者一人当たりの利益見込み額」※は約3万円。

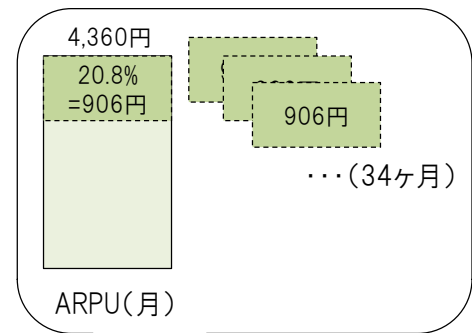
※ 利用者一人当たりの利益見込み額の算定

各社のARPU(4,360円/月) × 各社の売上高営業利益率の平均(20.8%)
× スマートフォンの平均利用期間(34か月) = 約3万円

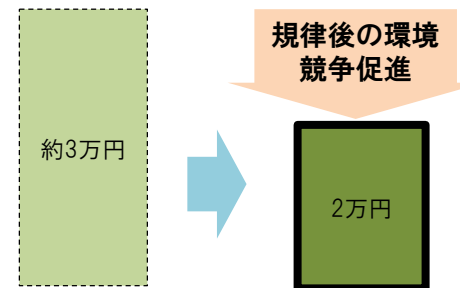
【参考(構成員限り)】各社のスマートフォンの平均利用期間

- しかし、通信料金と端末代金の分離による今後のARPU・売上高営業利益率の低下を考慮するとともに、通信・端末の各市場の競争を促進するためには、**現在の市場環境を前提とした値引きを許容するのではなく、値引き額の上限をより制限することが望ましい。**

- このため、「利益の提供」の上限を、3万円よりも1段階低い2万円と設定。

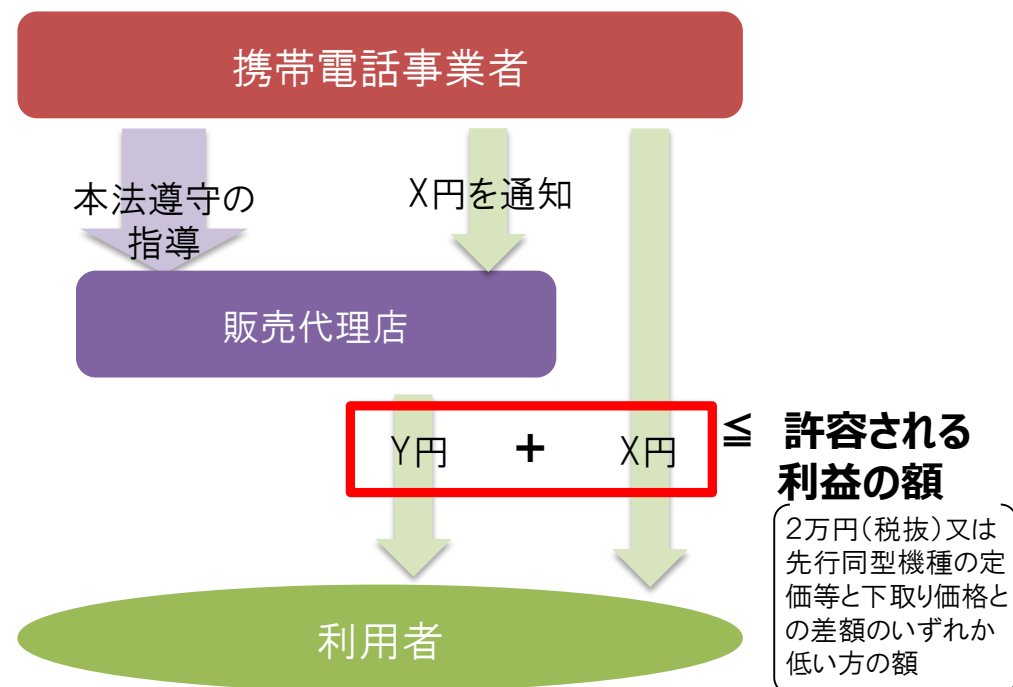


(利用者一人当たり) 【利益の提供の上限】
の利益見込み額)



- 特定の利用者に対して電気通信事業者と販売代理店がそれぞれ利益の提供を行う場合、電気通信事業者と販売代理店の利益提供額の合計が、許容される利益の上限を上回ってはならない。

- 携帯電話事業者と販売代理店による利益の提供を合計したものが、許容される利益の上限を超えることを禁止することで、携帯電話事業者が直接利用者に端末を販売するか販売代理店を経由して販売するかで利益の提供の上限に差が出ないようにする。
- 携帯電話事業者は、委託先の販売代理店が上限を上回る利益の提供を行わないように指導する義務。
具体的な措置としては、次のようなものが考えられる。
 - ① 販売代理店に本法を遵守するための管理体制の構築などの指導を徹底すること。
 - ② 自らが行う利益の提供の額を販売代理店に通知すること。



- ❑ 廉価端末については、0円以下とならない範囲で利益の提供可。
- ❑ 通信方式の変更・周波数の移行により端末が使用できなくなる利用者が新サービスに移行するために販売される端末は、0円未満とならない範囲で利益の提供可。
- ❑ 在庫端末については、一定の例外を措置。

廉価端末の扱い

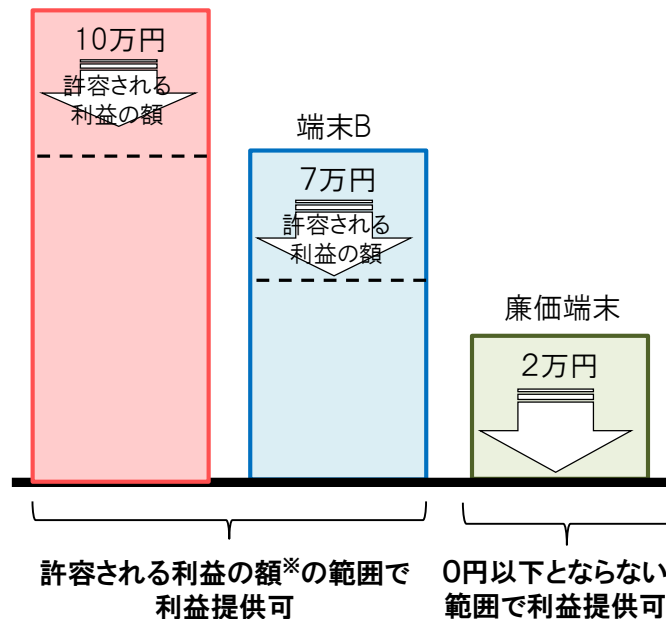
- ❑ 廉価端末については、0円以下とならない範囲で利益の提供可。

- ❑ 税抜2万円以下の価格の端末を廉価端末とする。

端末A

端末B

廉価端末

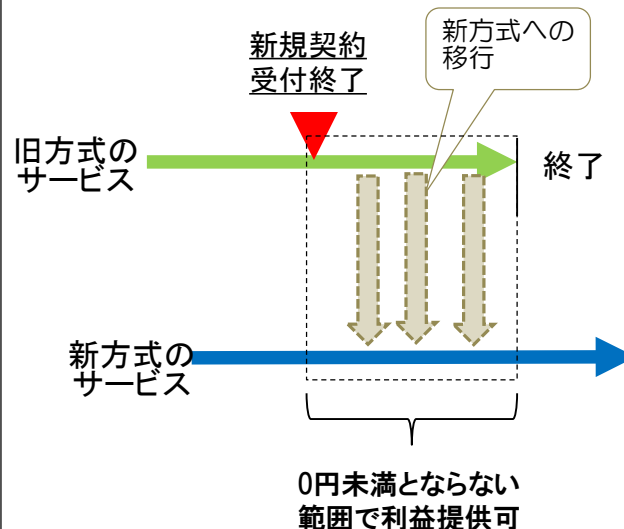


※ 2万円(税抜)又は先行同型機種の設定価等と下取り価格との差額のいずれか低い方の額

通信方式変更／周波数移行に対応するための端末

- ❑ 新規契約の受付終了した通信方式のサービス利用者が新たな通信方式に移行するために購入する端末※については、0円未満とならない範囲で利益の提供可。

※周波数移行における場合のものも同様。



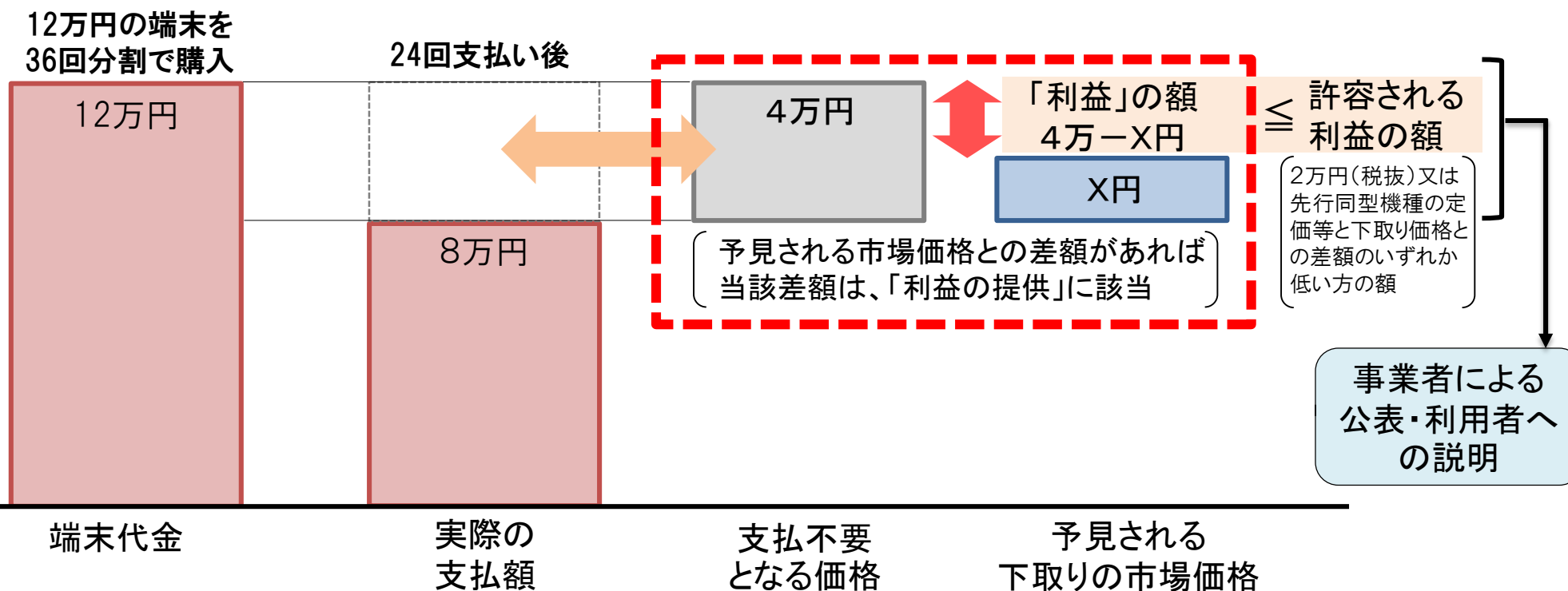
在庫端末の扱い

- ❑ 在庫端末については、一定の例外を措置。

- 将来時点でしか金額が確定しない「利益」を提供する場合※には、予見される下取りの市場価格について合理的な見込みがある時に(総務省に個別に確認)、当該利益の金額を事前に確定することができることとする。

※ 例えば、端末買換えプログラム(将来時点において、現時点で設定した下取り予定価格で端末を下取り、端末の割賦残債と相殺する)を想定。

- 12万円の端末を36回分割で購入し、24回(計8万円)支払い後に、端末を下取り予定価格(4万円)で下取りし、残債(4万円)と相殺する場合



法律の規定

- 通信契約の解除を行うことを不当に妨げるにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める提供条件を禁止

方向性

・ 契約期間の上限	2年(違約金の定めがない場合を除く)
・ 違約金の額の上限	1,000円(税抜)
・ 期間拘束のない契約の提供	1年を超える又は更新可能な期間拘束契約を提供する場合、期間拘束のない契約も選択肢として提供しなければならない。
・ 期間拘束の有無による料金差の上限	170円/月(税抜)
・ 自動更新	次の①～④のいずれかを満たさない自動更新を伴う契約を禁止 ① 契約締結時において、契約期間満了時※に期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が選択できること。 ② ①の選択によらず料金その他の提供条件が同一であること。 ③ 契約期間満了時において、期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が改めて選択できること。 ④ 違約金なく契約を解除可能な更新期間が少なくとも契約期間の最終月、その翌月及び翌々月の3ヶ月間設けられていること。 ※ 更新後の契約期間満了時を含む。以下同じ。
・ 長期割引の条件	利益の提供の範囲＝1ヶ月分の料金(税抜)／年

□ 違約金の額の上限： 1,000円

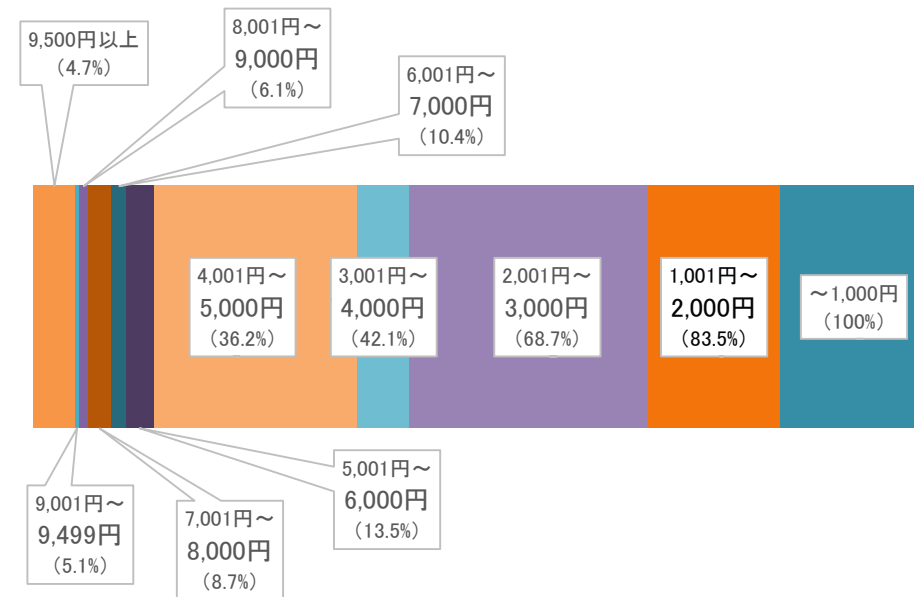
- 総務省において利用者アンケート(6,000人)を行ったところ、他事業者への乗換え意向がある者(2,847人)のうち、違約金支払い意思のある者(1,753人)について、**8割を超える者が許容できる違約金のレベルは1,000円となる**との結果。
- 現行では、大手3社は9,500円(税抜)の違約金を設定しているが、**この結果を踏まえると、1,000円以下の水準であれば、事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれを生じることはないと考えられる**ことから、違約金の上限を1,000円とする。

(参考)現状の主要MNO・MVNOの期間拘束契約

	NTT ドコモ	KDDI	ソフト バンク	ワイモバ イル	UQコミュニ ケーションズ (BWA)	楽天 モバイル	インター ネットイ シアティ ブ	オプテ ジ
拘束期間	2年間				2～4年間	最低利用 期間: 12/24/36 ヶ月から選 択	最低利 用期 間: 12ヶ月	12ヶ月
違約金の額	9.5千円				9.5千円～ 19千円	9.8千円	最大12 千円	9.5千円
期間拘束の ない契約	○				×	—	—	—
期間拘束の 有無による 料金差	1.5千円/月		2.7千円 /月	2.5千円 /月	—	—	—	—
自動更新	○					—	—	—
更新期間	3ヶ月				1ヶ月	—	—	—

(出典)各社HP

携帯電話事業者の乗り換えにおいて許容できる違約金の額 【n=1,758※】



※ 全サンプル(6,000人)－

携帯電話事業者を「乗り換えたい」又は「乗り換えを検討してもよい」と回答した

人(計2,847人)－

「違約金なしで解約できる期間がくるまで待つ」と回答した人(1,089人)

※ 調査期間：2019年5月27日(月)～5月30日(木)

※ 括弧内は累積比率。

□ 期間拘束の有無による料金差の上限： 170円/月

□ 現在の料金プランにおいて、違約金の水準(大手携帯電話事業者3社とも9,500円)と期間拘束の有無による通信料金の差(3社中2社は月当たり1,500円、1社は月当たり2,700円)とを比較すると、**3社中2社の利用者においては6ヶ月以内^{※1}、1社の利用者においては3ヶ月以内の利用であれば、期間拘束のない契約の方が負担額が少ない設定**となっている。

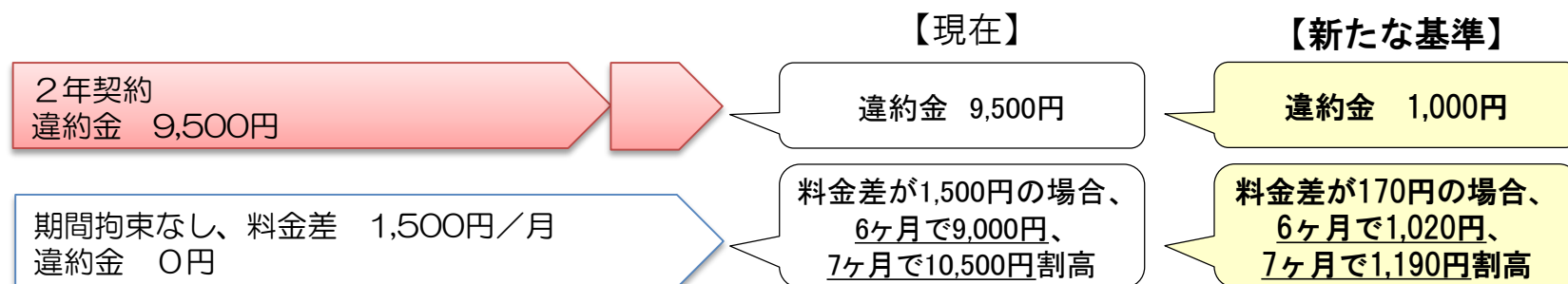
※1 違約金が9,500円であるのに対し、期間拘束の有無による料金差が月1,500円であるため、 $9,500 \div 1,500 > 6$ ヶ月となる。

□ **民間のアンケート調査^{※2}**においても、携帯電話事業者の乗換えを検討している利用者の55.3%が1年以内での乗換えを検討している。

※2 MMD研究所「2019年通信乗り換えに関する調査」(2019年4月24日)

□ 以上から、**6ヶ月以内に携帯電話事業者や通信契約を見直す利用者にとって期間拘束のない契約が選択肢となるよう、期間拘束の有無による6ヶ月分の通信料金差^{※3}と違約金の水準(1,000円)とが均衡するように料金差の上限を設定。**

※3 期間拘束の有無による料金差 $1,000円 \div 6 = 約170円$



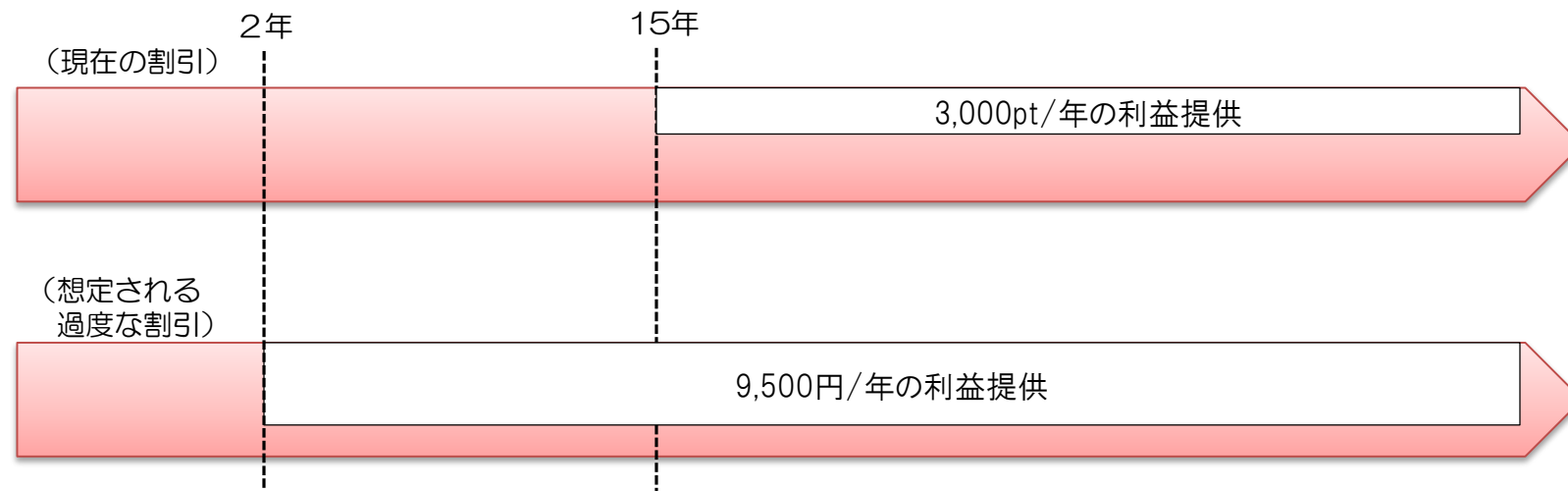
- 長期利用割引等についても、契約の解除を妨げる条件に該当。
- 許容される料金差等の利益の提供の範囲※は、1ヶ月分の料金の範囲。

※許容される利益提供は割引前のもので判断

- 長期利用割引等についても契約の解除を妨げる効果を有しており、場合によっては過度な割引も想定されるため、期間拘束の有無による料金差とは別枠で、1ヶ月分の料金までを許容。
- 長期利用割引等の適用条件が、長期利用のほかに、他の要件が並列的に存在している場合は、当該他の要件が事実上意味のあるものであれば許容。

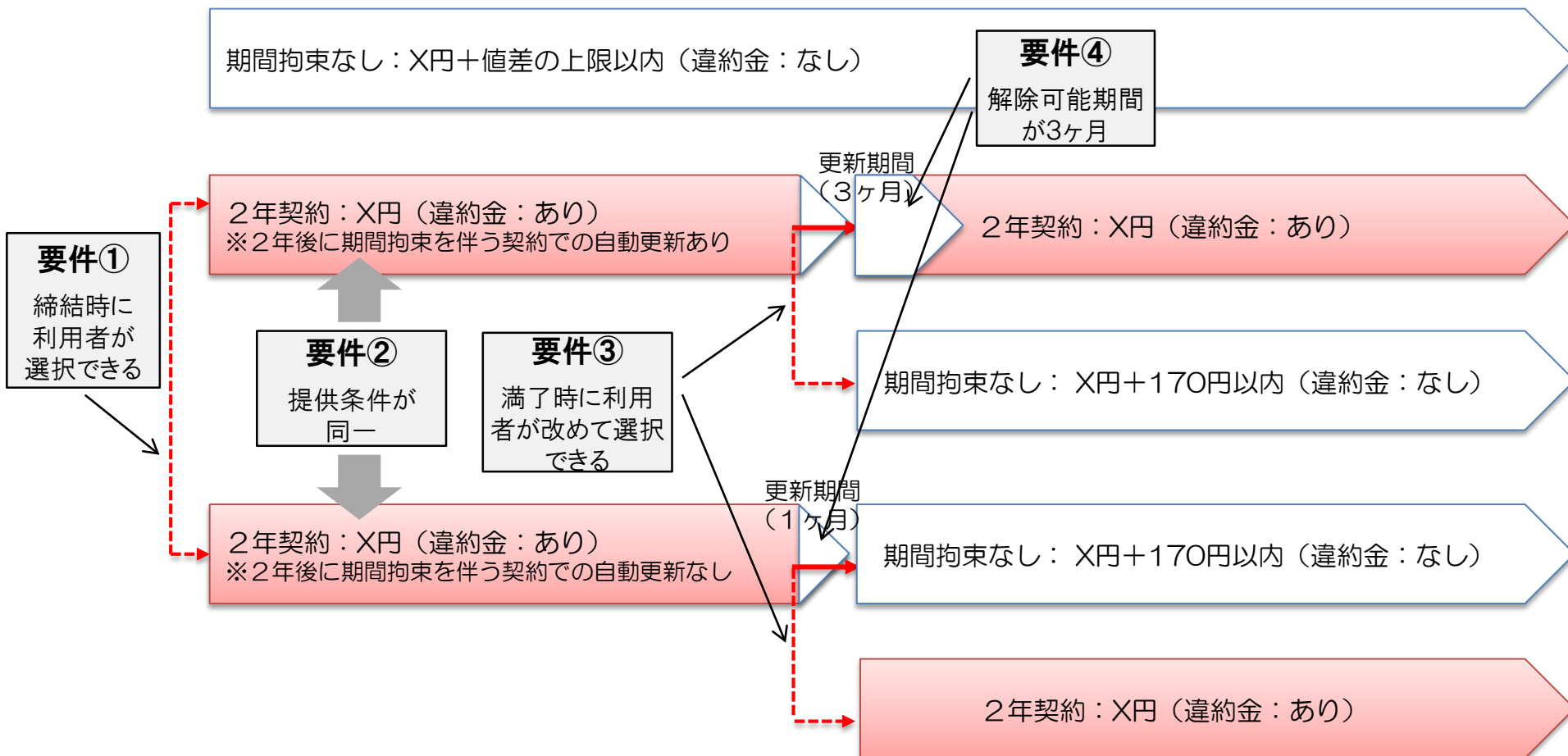
(参考: 現在の大手3社の長期利用割引)

NTTドコモ (ずっとドコモ特典)	KDDI (au STAR長期優待ポイント)	ソフトバンク (長期継続特典)
- 年間3,000pt ※15年以上の継続契約等の場合	- 毎月利用料金1,000円ごとに80pt ※16年以上の継続契約の場合	- 毎月利用料金1,000円ごとに100pt又は5%の通信料金割引 ※15年以上の継続契約の場合



□ 次の①～④のいずれかを満たさない自動更新を伴う契約を禁止。

- ① 契約締結時において、契約期間満了時(更新後の契約期間満了時を含む。以下同じ。)に期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が選択できること。
- ② ①の選択によらず料金その他の提供条件が同一であること。
- ③ 契約期間満了時において、期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が改めて選択できること。
- ④ 違約金なく契約を解除可能な更新期間が少なくとも契約期間の最終月、その翌月及び翌々月の3か月間設けられていること。



- 1年以内の最低利用期間を伴う契約※については、一般的な期間拘束契約との間の拘束性の相違を踏まえ、特例を設ける。

※ 解約に対して違約金が課される期間が契約後の一定の期間に限られる更新がない契約をいう。

【期間拘束のない契約の提供の特例】

□ 1年以内の最低利用期間を伴う契約

- 拘束性の程度等を勘案し、対応した**期間拘束なしのプランを提供する必要はない**との特例を設ける。

1年の最低
利用期間

期間拘束なし
違約金

期間拘束なしプランの
提供は不要

期間拘束なし
違約金

(参考)一般的な期間拘束契約

- 対応した**期間拘束なしのプランを提供する必要がある**。

2年契約
違約金あり

2年契約
違約金あり

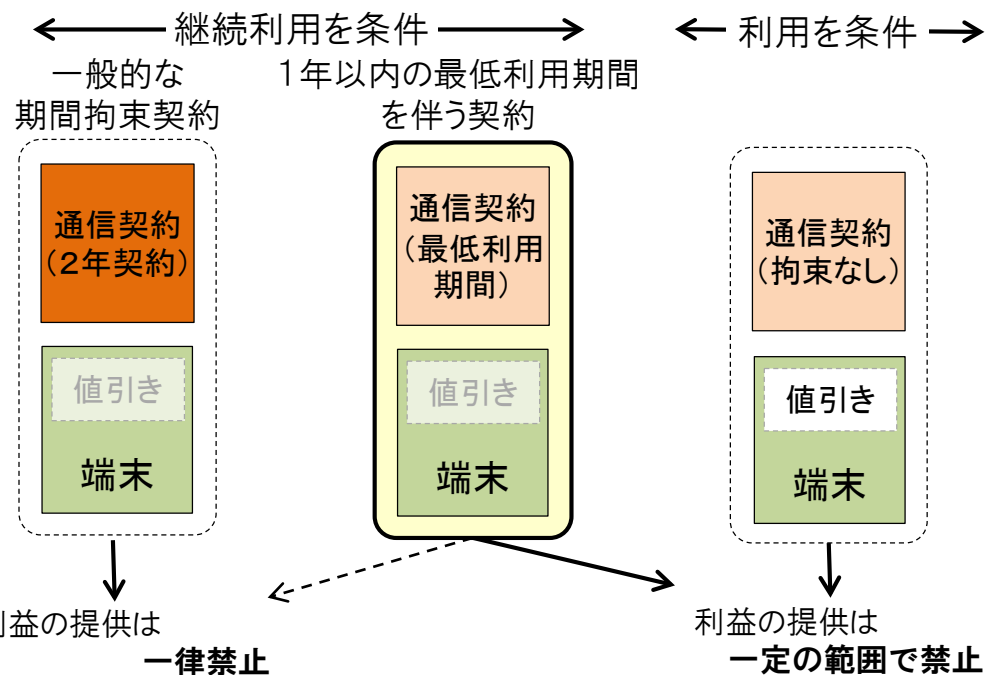
期間拘束なしプランの
提供が必要

期間拘束なし
違約金

【端末代金の値引き等の禁止の特例】

□ 1年以内の最低利用期間を伴う契約

- 継続利用を条件として一律に一切禁止するのではなく、「**利用を条件**」とする基準と同様、2万円又は先行同型機種種の定価等と下取り価格との差額のいずれか低い方の額を上限とする特例を設ける。



- 法改正は対象となる全ての事業者・サービスについて早期に適用することが望ましいが、**全事業者・全サービスについて一斉に適用することが不可能な場合の競争上の懸念、システム不備等による利用者への影響**等を考慮し、次のとおり、サービスごとに段階的に適用を進める。
- ・ **スマートフォン： 施行日において、全ての規定を適用**
 - ・ **スマートフォン以外： 法定禁止行為を除く他の規律については、今年末までは規定の適用を留保し、来年から全ての規定を適用**

	1号禁止行為 (通信料金の割引、端末代金の値引き等の禁止)		2号禁止行為 (行き過ぎた期間拘束の是正)
	法律の規定 (通信料金の割引)	省令の規定 (端末代金の値引き等)	省令の規定
スマートフォン	○(施行日に適用)		
スマートフォン以外	○(施行日に適用)	×(今年末まで適用を留保)	

< 既往契約の扱い >

- 施行日以後の「更新」(自動更新を含む。)、「条件変更」についても、施行日前の条件によることを許容※。

※ 利用者が改正法に適合した新たな料金プランに円滑に移行できるよう、携帯電話事業者に対し、利用者に対する新たな料金プランの積極的な周知等を求める。

このほか、多くの既往契約の契約者がこれまでと同様の行き過ぎた囲い込みをする契約に留まることがないように、必要な措置を検討。

< 3Gサービスの扱い >

- 3Gサービスについては、2号禁止行為(行き過ぎた期間拘束の是正)に関して施行日時点の料金プラン・条件での新規受付を可能とする※。

※ 併せて、3Gから4Gに移行する利用者に対しては、早期の移行を促す等のため、通信役務の継続を条件としない限り、通信方式の変更により端末が使用できなくなる利用者への対応として、端末の代金を0円未満とならない範囲で利益の提供を行うことが可能。

